

鳥居公務災害訴訟控訴に対する抗議のお願い

2011年7月13日

鳥居先生の公務災害認定を求める会
国民救援会愛知県本部

鳥居公務災害へのご支援、ご協力に感謝いたします。

みなさんのお力で、6月29日に名古屋地裁において「公務外取り消し」の勝訴判決を勝ち取ることが出来ました。この裁判は公務職場の実態を明らかにし、職場環境の改善の必要性を明らかにしてきたものが認められたものです。

校長による直接的な明示がなくとも、教員がボランティアとして生徒を指導するはずもなく、そういった教育現場の問題点にメスを入れた画期的な判決でした。

しかしながら、本日（7月13日）、地方公務員災害補償基金は、判決を不服として名古屋高裁への控訴をおこないました。

これは災害補償基金の「迅速かつ公正に」の趣旨に反し、鳥居建仁先生に対する苦しみをさらに長引かせるものです。

つきましては、基金本部および愛知県支部に対する抗議のFAXまたは基金へ郵送していただきますようお願いいたします。

【要請先】

- ① 住所 102-0093 東京都千代田区平河町2丁目16-1
平河町森タワー8F 電話 03-5210-1346 (訟務課)
地方公務員災害補償基金本部 理事長 橋本勇 様
FAX 03-5210-1348
- ② 住所 460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 電話 052-961-6509
地方公務員災害補償基金愛知県支部 大村秀章 様
FAX 052-961-6273

要請文例

「鳥居建仁先生公務災害訴訟判決に対する控訴に抗議する」
「公務災害を減らすことは不認定をおこなうことではない」
「公務職場の改善にただちに着手せよ」
「鳥居建仁先生公務災害認定訴訟の控訴を直ちに取下げよ」

以上

(本部宛) 控訴に抗議します！

控訴を取り下げよ

2011年 月 日

地方公務員災害補償基金

理事長 橋本 勇 様

6月29日名古屋地方裁判所は、地方公務員災害補償基金が下した鳥居建仁さんの「公務外」の処分を取り消し「公務災害」認定の判決を下しました。

部活動指導後の教材研究、学校祭準備など校務分掌に費やした時間外勤務などは、教育労働の特殊性から、自主性、自発性、創造性が求められるもので、包括的な職務命令として仕事と発症の因果関係を認め、基金側のこれらを否定した主張を否認しました。また、持病があっても、長期間に渡り、長時間勤務と過酷な労働が続けば発症しうると、極めて常識的な判断で原告の公務災害を認定したものです。

だからこそ、全国各方面からこの判決を歓迎し支持の声が寄せられて「控訴するな」の声がFAXで基金支部と本部に大量に届けられたのです。

それにも関わらず、7月13日基金は多くの世論を無視して控訴を断行しました。不自由な身体を押して裁判に訴え、やっと公務災害が認められた原告と家族に対してさらに長い期間を裁判で負担を強いること、今なお過酷な学校現場で懸命に働き、子供の成長のために、歯を食いしばって働く教職員の安全・安心して働く環境改善を願う人々に背を向けた人として恥ずべき控訴と断ぜざるを得ません。

今からでも、遅くはありません。基金は直ちに控訴を取り下げるべきです。

私のひとこと

住 所 _____

名 前 _____

(支部宛) 控訴に抗議します！

控訴を取り下げよ

2011年 月 日

地方公務員災害補償基金愛知県支部
支部長 大村 秀章 様

6月29日名古屋地方裁判所は、地方公務員災害補償基金が下した鳥居建仁さんの「公務外」の処分を取り消し「公務災害」認定の判決を下しました。

部活動指導後の教材研究、学校祭準備など校務分掌に費やした時間外勤務などは、教育労働の特殊性から、自主性、自発性、創造性が求められるもので、包括的な職務命令として仕事と発症の因果関係を認め、基金側のこれらを否定した主張を否認しました。また、持病があっても、長期間に渡り、長時間勤務と過酷な労働が続けば発症しようと、極めて常識的な判断で原告の公務災害を認定したものです。

だからこそ、全国各方面からこの判決を歓迎し支持の声が寄せられて「控訴するな」の声が FAX で基金支部と本部に大量に届けられたのです。

それにも関わらず、7月13日基金は多くの世論を無視して控訴を断行しました。不自由な身体を押して裁判に訴え、やっと公務災害が認められた原告と家族に対してさらに長い期間を裁判で負担を強いること、今なお過酷な学校現場で懸命に働き、子供の成長のために、歯を食いしばって働く教職員の安全・安心して働く環境改善を願う人々に背を向けた人として恥ずべき控訴と断ぜざるを得ません。

今からでも、遅くはありません。基金は直ちに控訴を取り下げるべきです。

私のひとこと

住 所 _____

名 前 _____